



愛しのカラオケ特許 —忘れられない判例から—



塚原 朋一
会長・弁護士

《カラオケが嫌だった》

私は、歌を唱うのが苦手。昭和50年代に入ると、歌唱のない伴奏だけのテープが販売され、旅行会の観光バスの中や宴会場で、誰もが謳うようになった。やがて、スナックが多数の曲目を用意し、それを売りにして、集客を競うようになった。カラオケ文化の到来だ。唱うのが苦手な私も、社会人として役職につき、人の世話をするようになると、大勢の前で唱うことを求められた。しかも、齢を重ねるたびに、多くなった。人前で唱うことは、避けられなくなった。

《裁判官になって10年を過ぎ》

昭和56年に東京地裁から千葉地裁に転出し、裁判のかたわら、指導官として、多数の司法修習生をまとめて実務指導をするようになった。一番困ったことは、指導後の夜の付き合いだった。飲み屋に行き、一緒に飲んで喰って、大言壮語するまではよかったが、その後に行くスナックでのカラオケは、嫌だった。何とか伴奏に合わせて唱おうとしても、伴奏の方が勝手に先走り、終わってしまう。野球で三塁コーチがするように、元気な修習生が、私に向かって腕をブルンブルン振り回しても、伴奏が先にホームイン。修習生がいろいろ工夫した末、ピアノ伴奏付きの店を探してくれたが、1件だけだった。

《新しいカラオケのバージョンが出た》

そんなとき、ある女性の修習生が「先生、うまく伴奏に合わせてくれるカラオケがありますよ」と教えてくれた。彼女に引率されて、そのスナックに行った。有無を言わずに唄わされた。簡単に唄えた。でも、そんなツールが生まれても、別に歌を唄うのが好きになったわけでも、歌がうまくなったわけでも、もちろんない。しかし、慣れると、伴奏が気にならなくなり、画面の文字が白から黄色に変化するのに合わせて唄っているうちに、伴奏の方が自分に付いてくる錯覚を感じるようになった。素晴らしい発明だ。

その後、「塚原さんは、色が変わるカラオケなら喜んで唄う」という噂が風に飛んだ。官舎では、怪訝な顔つきの子どもたちを尻目に、家内の手の指揮棒で、テープを聞いて必死に唄った。とにかく、「死ぬほど嫌だ」という苦痛感からは脱却。新しいカラオケに感謝した。

《著作権カラオケ判例との出会い》

2年で、多くの若者たちに囲まれた千葉地裁から、最高裁調査官室に転じた。知財担当ではなかったが、私のいた部屋では、知財を担当する調査官もいたので、好んで、その議論の相手になった。幾つかの知財判例の誕生を目の当たりにした。その中には、歌唱の主体に関する有名な「カラオケ法理」を世に送った最高裁昭和63年

3月15日判例がある。それにしても、難産な判例だった。

《カラオケ特許が権利行使へ》

カラオケブームは、勢いを続け、文字色変化のカラオケ装置は市場を席卷した。カラオケ特許の歴史は、その生まれ育ちから話をすると、ちょっと、長くなる。カラオケ特許は、昭和57年3月(千葉地裁の2年目、この時期に私の出会っていたカラオケ装置が特許実施品なのかは次の機会に考察)に、元はと言えば東芝の「ビデオ記録装置」という発明の出願から出発し、数次にわたる巧みな分割を経て、文字色変化のカラオケ特許の姿になった。しかし、当初は、特許庁から、「特許の対象性としてそもそもおかしい」として査定拒絶に遭い、結局は当時の東京高裁に訴えて勝訴し、逆転劇が始まったという歴史がある。もっとも、特許庁は高裁の敗訴判決を受けた後は、戦意を喪失し、ろくな審査もせずに、すぐに特許査定結論を出している。

《タカラの無効請求とニコスの損害賠償提訴》

これに対し、家庭用のカラオケ装置を販売しようとしたタカラが、無効審判を請求した。これに対し、特許庁は、平成15年4月15日、進歩性ありとして、無効請求を排斥する審決をした。特許権者であるニコス(東芝EMIの承継者)は、特許庁から得られたこの審決

をお墨付きとして、タカラに対し、約9億円の損害賠償を求めて、東京地裁に提訴した。

他方、タカラは、平成15年5月28日、審決取消しを求めて、東京高裁に提訴した。当時は、特許庁の審査基準が改訂されてまもない時期であり、また、審査請求期間が7年から3年に短縮されたばかりでもあり、しかも、これに折柄の知財ブームも加わって、特許庁も、裁判所も、歴大な滞貨案件を抱え、あまりにも多忙だった。その歴大な事件の中のこのカラオケ特許に、私の目がとまった。その昔、お世話になったカラオケ特許だった。

《タカラの無効主張の内容》

タカラは、審判において、「本件発明は、甲第2号証(米国特許第1516277号明細書(1924年特許取得)、甲第3号証(米国特許1573696号、1926年特許取得)、甲第11号証(米国特許3199155号、1965年特許取得)などの先行発明から容易に推考されるから、無効である」と主張した。これに対し、審決は、タカラの提出した上記主張を排斥した。

《審決取消訴訟の判断》

しかしながら、審決取消訴訟では、担当の調査官も、主任裁判官も、いずれも斯界における練達のスペシャリストであったが、審決の理由に首をかしげた。「審決は、いろいろと冗長に理由を展開

しているが、いくら丁寧に読んでも、何を言わんとしているか、論理が分からない。」というのである。

結局、私も、2人が言うように「本件発明の文字色変わりの構成は、何も古い米国特許などから出発しなくても、その着想及び実現手段のいずれの点からみても、当業者が容易に想到し得た」という点で同調し、平成15年11月18日、特許庁のした有効審決を取り消す判決をした。

《終わりに》

結局、私がお世話になった愛しいカラオケ特許は、特許として具有すべき進歩性を欠如するとして、私自身が無効な特許と判断し、終幕となった。私は、昔日の思い出とともに、この判決を振り返るとき、いつも釈然としないものが残った。その後、知財高裁の特許発明の進歩性の判断基準は、大きく緩和された。もう2、3年でも、判決の時期がずれていれば、結論が違ったのかなという感じもした。

そこで、カラオケ特許について、技術的な新規性の有無や、課題着想の困難性、進歩性の考え方などについて、もう一度、この欄で、お話をしたいと思っている。

以上